

経営継続補助金（2次募集）のご案内

○目的

新型コロナウイルス感染症の影響を克服するため、感染拡大防止対策を行いつつ、販路の回復・開拓、生産・販売方法の確立・転換などの経営継続に向けた農林漁業者の取組を支援します。

○対象者 **農林漁業者（個人・法人）**

※常時従業員が20人以下

※支援機関（裏面）の支援を受ける必要があります。

○補助上限額

・単独申請	150万円
・グループ [°] （共同）申請	1,500万円

< 補助の対象となる経費 > （単独申請の例）

① 経営継続に関する 取組に要する経費

- ① 機械装置等費
- ② 広報費・展示会等出展費
- ③ 旅費
- ④ 開発・取得費
- ⑤ 雑役務費
- ⑥ 借料
- ⑦ 専門家謝金・専門家旅費
- ⑧ 設備処分費
- ⑨ 委託費・外注費

補助率 **3/4**
補助上限額 **100万円**

② 感染拡大防止 の取組に要する経費

- ① 消毒費用
- ② マスク費用
- ③ 清掃費用
- ④ 飛沫対策費用
- ⑤ 換気費用
- ⑥ その他の衛生管理費用
- ⑦ PR費用

補助率 **定額**
補助上限額 **50万円**

- ・使用目的が本事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費
- ・令和2年5月14日以降に発生し、事業期間中（原則、令和3年2月末まで）に支払が完了した経費
- ・証拠資料等によって支払金額が確認できる経費

要件等は裏面へ

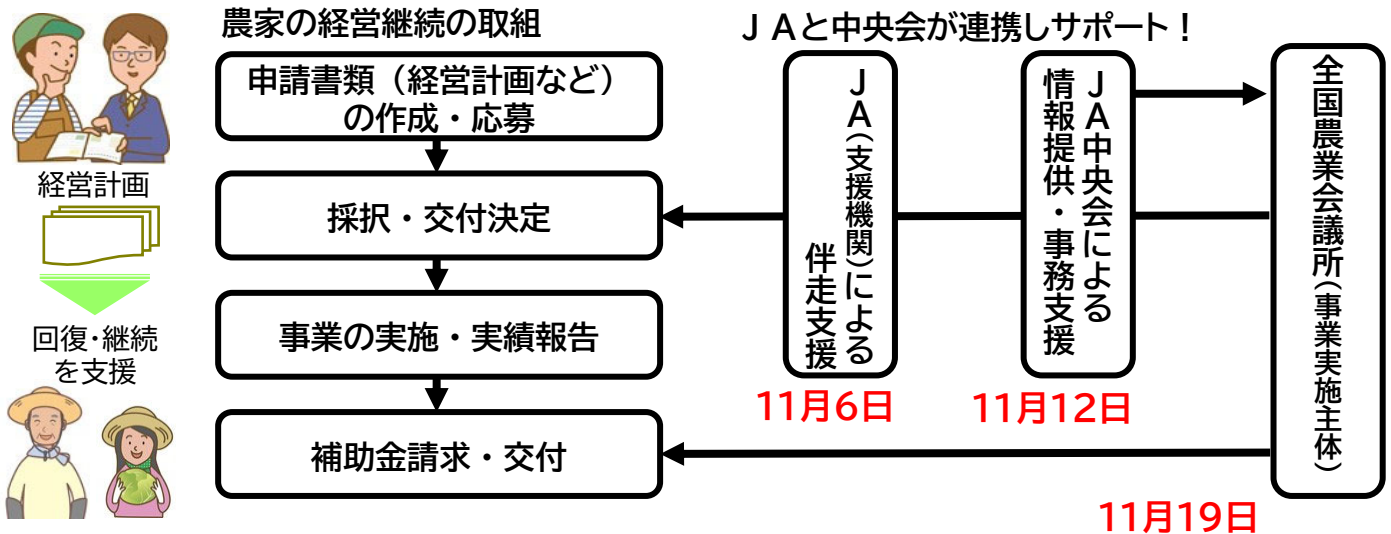
補助要件

「①経営の継続に関する取組」の補助対象経費の1/6以上を次のいずれかに充てる必要があります。

A 接触機会を減らす生産・販売への転換に要する経費

B 感染時の業務継続体制の構築に要する経費

【事業の流れ】



<2次公募スケジュール>

- ★2次受付開始 10月26日
- ★2次受付締切 11月 6日
- ★採択等通知 (審査完了後)
- ★実績報告期限 R3年3月上旬

J A 前橋市 <申請窓口・お問合わせ先>

本所 営農部 営農企画課 (027-261-3832)
本所 畜産部 畜産企画課 (027-280-2333)
小屋原出張所 営農経済課 (027-212-7755)
荒砥支所 営農経済課 (027-268-3421)
桂萱支所 営農経済課 (027-231-2285)
西部 営農センター (027-226-1616)
南部 営農センター (027-265-0221)
北部 営農センター (027-288-2522)
東部 営農センター (027-283-2502)

平日 8:30~17:20